

競争参加停止措置の概要

- 1 競争参加停止措置業者名
所在地及び競争参加停止措置期間

鹿島道路株式会社
東京都文京区後楽1-7-27
2025年4月17日～2025年5月16日（1か月）
- 2 競争参加停止措置の範囲

首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要

当該業者は、宇都宮国道事務所発注の「R4国分寺・小山出張所管内路面補修工事」、「R4国道4号雀宮駅前地区外路面復旧他工事」、「R5国分寺出張所管内交通安全対策工事」、「R3国道4号宮の内2丁目交差点改良工事」、「R3国分寺出張所管内路面補修工事」において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していた。これらの工事においては、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）」の使用を指定されており、受注者からも当該業者に対し「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）」を指定されていた。しかし、国土交通省が実施した調査の結果において、当該業者は、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）」を使用し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票に「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。
- 4 競争参加停止措置理由

「競争参加停止措置準則」（平成17年準則第22号）
別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」第14号

＜競争参加停止措置準則別表第2＞

措置要件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内